

## 「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について (中間報告)

理事会

### 1. はじめに

本学会における「養護教諭の倫理綱領」に関する検討は2008年度から2010年度まで設置した時限委員会によって行われ、その研究成果は学会誌第14巻第1号に掲載されている<sup>1)</sup>。2013年には養護教諭の倫理綱領検討特別委員会を立ち上げて条文化にむけた検討を行い、2015年度総会(熊本)において「養護教諭の倫理綱領(案)」を提案し承認された。このとき、下記のように第13条は「養護実践基準の遵守」となり、「別に定める養護実践基準」の内容は理事会が中心となって検討することを確認した。ここでは、理事会の検討経過について報告する。

#### 養護教諭の倫理綱領(2015.10.11 総会承認)

第13条 養護実践基準の遵守：養護教諭は、質の高い養護実践を目指し、別に定める養護実践基準をもとに省察し、実践知を共有する。

### 2. 養護実践基準という表記の解釈について

基準(standard)は、「ものごとの基礎となる標準」(広辞苑)、「物事を比較・判断するよりどころとなる一定の標準」(大辞林)であり、標準は「①よりどころとするめあて。めじるし。②他の基準となるもの。かた。規範。手本。」(広辞苑)である。

養護実践基準については、本学会が作成した『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集(第二版)』では「養護」や「養護実践」の意味を定義づけていることから、「養護の実践の基準」なのか、「養護実践の基準」なのかを整理する必要がある。

まず、同解説集において「養護とは、養護教諭の職務として学校教育法第37条第12項において『養護教諭は、児童の養護をつかさどる』と規定されている言葉であり、児童生徒等の心身の健康の保持(健康管理)と増進(健康教育)によって、発育・発達の支援を行うすべての教育活動を意味している。」<sup>2)</sup>との定義をふまえ、養護実践基準を「養護の実践の基準」と捉えることができる。この場合、養護実践基準は児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行うすべての教育活動にかかる基準と考えることができる。

次に、「養護実践とは、児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行うために養護教諭が目的を持って意図的に行う教育活動である。」<sup>3)</sup>との定義を踏まえると、養護実践基準は「養護実践の基準」と捉えることになり、養護実践基準は養護教諭が目的をもって意図的に行う教育活動にかかる基準と考えることができる。

これらの解釈から、第13条で述べている省察や実践知の共有のもととなる「養護実践基準」は「養護実践の基準」よりも「養護の実践の基準」と広く捉えるほうが妥当であろう。

### 3. 「【養護実践基準】を入れた理由」から捉えられること

資料1は、総会で配付した「第13条に【養護実践基準】を入れた理由について」であり、出席

会員からの賛意を得たものである。各項目で述べている養護実践基準を入れた理由の要点は下線部の通りであり、次のように整理できる。①養護教諭が実践のレベルを保持するための基準、②基準を一定のレベルと捉えて実践を標準化した水準、③為すべき実践の基準、いかなる養成であろうと養護教諭としての専門性と独自性を保持できるもの、④わが国の養護教諭の資質能力を担保する基準、免許法によるカリキュラムでは保証しきれない具体的な実践の基準、⑤養護教諭の実践レベル（水準を保証する基準）、⑥独自の実践を確保する基準、⑦養護教諭の未来につながる確かな資質・能力。これらから、実践のレベル、一定のレベル、実践を標準化した水準、為すべき実践の基準、いかなる養成でも保持する、我が国の養護教諭の資質能力、免許法では保証しきれない実践の基準などと捉えられる。

#### 資料1（2015.10.11 総会にて配付）

##### 第13条に【養護実践基準】を入れた理由について

- ① 養護実践基準は、養護教諭が実践のレベルを保持するための基準を有しているという根拠を社会や行政に示すものになる。
- ② 基準を一定のレベルと捉え、実践を標準化した水準が必要であることを本学会の倫理綱領に示すことは専門職として不可欠であると考える。
- ③ 養護教諭養成機関は、開放制の原則により実に様々である。したがって、為すべき実践の基準があることで、教育系、家政系、看護系、医学系等のいかなる養成であろうと子どもたちに向かい合ったとき、養護教諭としての専門性と独自性を保持できる。
- ④ 現在、我が国の養護教諭の資質能力を担保する基準は教育職員免許法施行規則第9条、第10条で規定されている。しかし、これらは履修しなければならない「最低の科目」と「最低の単位」を示したものである。養護教諭は子ども達に向かい合い、教育活動を通して子どもの心身の健康の保持増進を支援することから、免許法によるカリキュラムでは保証しきれない具体的な実践の基準を設定する必要がある。
- ⑤ 他職種では、業務実践基準や看護業務基準等がある。養護教諭は「教育職員」としての専門性を發揮し、保健室の機能や保健指導等を通して子ども達の自己実現に向け教育活動をしている。このような「職」は世界に類を見ない優れた存在である。このことから養護教諭の実践レベル（水準を保証する基準）が必要であり、これが「養護実践基準」である。
- ⑥ 同じ教職員である「教諭」に倫理綱領やその基準があるかと言えば、現時点でそのような倫理綱領や基準があるとは確認できない。養護教諭も同様に教育職員であるが、子どもの生命を守る専門性をもった専門職であることを標榜するからには独自の実践を確保する基準が必要である。
- ⑦ 「養護実践基準」という用語はなじみが薄く、関係者に深く理解されているとは言えない。基準化するとなれば、それに縛られるのではないか、実践の範囲が狭くなるのではないか等の懸念が生じるかもしれない。しかしながら、養護教諭の未来につながる確かな資質・能力を保証し、倫理綱領の活用を啓発する必要があると考える。

（下線は、本稿において加筆したもの）

#### 4. 倫理綱領を有する他専門職の基準について

倫理綱領を持つ専門職には、医師、看護職、精神保健福祉士、作業療法士などが挙げられる。この中で実践の基準に類するものに「救急業務実施基準」や「看護業務基準」などがある。「救急業務実施基準」<sup>4)</sup>は、業務開始から終了・事後措置までの救急体制・業務内容が詳細に示されており、救急隊員にとって迅速かつ揺るぎない業務を遂行する拠り所である。「看護業務基準」<sup>5)</sup>は、全ての看護職に共通する看護実践の拠り所～看護の核となる部分～を示すとされており、内容は「看護実践の基準」と「看護実践の組織化の基準」という2項目を柱に、特に「看護実践の

「基準」は看護実践の責務、看護実践の内容、看護実践の方法の3項目で構成されている。これから、養護の実践の基準化にあたっては、業務遂行の手順という考え方、責務・内容・方法で構成するという考え方があることがわかる。さらに多様な考え方を参考にする必要があるだろう。

### 5. 研究論文にみる養護の実践にかかわる基準について

本学会の学会誌（創刊号から第20巻）に掲載されている論文を対象に、実践を分析的に見ていくものや実践を尺度で見ているものに着目したところ8件を捉えることができた（表1）。これらは養護教諭の実践に焦点をあてており、①研究過程における養護教諭の視点、②身体症状への対応と心の問題への対応という力量、③保健室登校への3段階の援助プロセス、④専門的根拠を持った養護活動と身体へのアプローチ、⑤受診行動プロセスに果たす養護教諭の役割、⑥保健室登校への援助における養護教諭の関わりの意味、⑦困難度や研修ニーズから見えてくる目指す姿、⑧職務への自己効力感を測定する尺度などの知見が参考となるだろう。

### 6. 今後の検討について

上記の4及び5で行った資料収集・分析の精度を高めつつ、「養護の実践」を捉える枠組みや「養護の実践の基準」を示す枠組みを整理し、会員には複数の考え方や具体案を提示してご意見を伺う。その結果をもとに再検討して次年度の学術集会に報告する。

今後の検討に際しては、児童生徒が抱える現代的な健康課題の状況を踏まえ、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力について記載している文部科学省の「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」<sup>6)</sup>も参考にしたい。

また、各都道府県及び政令市の教育委員会は、養護教諭のキャリアステージを意識した育成指標の作成に着手していることから、早晚、提示される様々な指標も参考にしたい。なお、本学会の名称にある養護教諭教育（養成段階における教育と卒業・修了後に行われる現職研修や自己教育なども含めた養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動）についてもキャリア発達を意識した全体像<sup>7)</sup>が構想されている。学会としての蓄積も勘案して、養護実践基準とキャリアステージとの関係から、初任時や経験を積んだ養護教諭に求められる基準を考える一方で、すべてのキャリアステージに共通する基準も考える必要があるだろう。

### 文献

- 1) 鎌田尚子他：学会活動報告「養護教諭の倫理に関する規定の検討委員会報告—養護教諭の倫理綱領（案）の作成と共通理解をめざしてー」、日本養護教諭教育学会誌、14(1), 85-98, 2011
- 2) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第二版〉、6, 2012
- 3) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第二版〉、11, 2012
- 4) 消防庁長官：救急業務実施基準、2017
- 5) 日本看護協会：看護業務基準2016年改訂版、2016
- 6) 文部科学省：現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～、2017
- 7) 後藤ひとみ：養護教諭の専門性をふまえた養護教諭養成のあり方と将来への展望、日本養護教諭教育学会誌、11(1), 14, 2008

表1 日本養護教諭教育学会誌において「養護実践基準」の作成に参考となる論文

タイトル/著者/巻(号)/年	養護実践基準の参考となる内容
① 原著「養護教諭の研究能力に関する研究 第2報—「研究発表」の分析からー」, 山崎隆恵他, 3(1), 21-32, 2000	研究の条件（①独自性②新しい知見③追試が可能）を備えていると考えられる研究を発表した一養護教諭への非構成的面接調査から、「問題の意識化→現状把握→問題の所在の判断→仮説の設定→取り組み→結果の把握→成果の確認」という研究過程が捉えられた。さらにそのプロセスには「子どもの視点に立つ」「個によりそう」「何が問題か気づく」「子どもの人権を守る」という「養護教諭の視点」が捉えられた。
② 原著「相談にかかる養護教諭の力量形成 第3報—日常事例の分析からー」, 大原榮子他, 3(1), 47-59, 2000	養護教諭が救急処置をしながら行う対応事例を分析し、①子どもの言語・非言語等により表現される子どもの気持ちを察知し、子どもが訴える身体症状への対応を的確に行うこと、②子どもの様子、反応などの観察からその背景を理解し、こころの問題を把握し適切に答えることの2点が養護教諭に必要な力量として抽出した。
③ 原著「相談にかかる養護教諭の力量形成 第4報—長期にわたる支援事例の分析からー」, 塩田瑠美他, 3(1), 60-71, 2000	保健室登校の子どもへの支援事例(3事例)を分析した結果、初期には「関係づくり」、中期には「自我の立て直しと集団への参加」、後期には「自立への援助」が行われ、共通する援助プロセスが見出された。また、対象となった3人の養護教諭は、支援を振り返り、いずれも健康相談を通して自分自身が成長したと述べた。
④ 研究報告「日々の対応からみた『養護』に関する研究 第2報—慢性疾患を持つ子どもの自己成長に着目してー」, 笹川まゆみ他, 6(1), 44-58, 2003	教育職としての養護教諭が行う「養護」が子どもの成長にどのような影響を与えているのかを明らかにするために、青年（慢性疾患を持つ子どもであった）と当時の養護教諭にインタビューを行った。結果、子どもの成長は専門的根拠を持った養護活動によって促され、身体へのアプローチは自己概念の形成に影響を与えていたと捉えられた。
⑤ 研究報告「摂食障害の疑いのある生徒に対する養護教諭の関わりー受診への動機づけー」, 山崎隆恵他, 6(1), 72-81, 2003	摂食障害の疑いのある生徒に対して養護教諭が行う受診を促す関わりについて、6事例を対象にグリーンの行動モデルを参考に分析し対応過程を整理した。養護教諭が生徒の身体感覚を大切にすること、身体面でのつらい点を引き出して実体験を認識させることが「実現因子」になっていること、保護者の理解や協力が「強化因子」になっていることが捉えられた。摂食障害の疑いのある生徒の対応において、養護教諭は、生命を守ること、危機管理能力、感情面への慎重な配慮などが重要である。
⑥ 特集「小学校における養護教諭の連携ー保健室登校児童との関わりからー」, 矢野和佳乃, 7(1), 6-11, 2004	保健室登校する子どもと向き合い、養護教諭はどのように関わりどう援助したのかなどを記録・分析し、一つ一つの現象から見えてくる意味を取り出し、よりよい関わりについての研究を行った。結果、「12：養護教諭が保健室登校児童と過ごすようになると日常的な問題が出てきて対応に戸惑う。」「13：養護教諭が多忙になるとAに教室へ行くことや学習することを迫り、Aは居場所を失う。」など22個の構造的意味を抽出した。
⑦ 研究報告「養護教諭が日常の養護実践において感じる困難感と研修ニーズ」, 佐光恵子他, 11(1), 26-32, 2008	養護教諭が日常、養護実践を進める上で感じている悩みや困難感、研修ニーズを明らかにするために自由記述による調査をした結果、困難感は【連携・協働】【職務内容】【仕事の範囲が不明確】であり、研修ニーズでは、【ネットワークづくり】【専門的な知識・技術】であった。
⑧ 研究報告「養護教諭の職務への自己効力感の要因ー自己効力感尺度（試案）を用いてー」, 豊島幸子他, 12(1), 77-86, 2009	養護教諭の職務への自己効力感を測定する尺度（試案～26項目）を開発し、その尺度（試案）を用いて分析した結果、養護教諭の自己効力感には、勤務年数、実践検証、養護教諭の職務の満足度、職場の人間関係が影響を与えていた。